

## 法人内容等異動申告書の記載要領

この様式は、「法人設立等申告書（奈良県税条例施行規則第23号様式）」を提出し申告した内容に異動が生じたとき、法人が消滅したとき又は事務所若しくは事業所を廃止したときに、管轄の県税事務所に提出してください。提出期限は異動の事実が発生した日から15日以内です。

（注）奈良県外に本店のある法人が奈良県内に支店を設置するときの提出先は、奈良県税事務所になります。

なお、提出にあたっては、異動内容を証する書類（定款、登記事項証明書、合併契約書等）の写しを添付してください。

### 《各欄の記載方法》

- ①法人名を記載してください。（商号変更の場合は、変更後の法人名を記載してください。）
- ②「本店所在地」欄には、登記している本店の所在地を記載してください。（本店を異動した場合は、異動後の本店所在地を記載してください。）  
異動内容が、「解散」の場合は、清算人又は破産管財人の所在地を記載してください。
- ③「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を記載してください。  
異動内容が、「解散」の場合は、清算人又は破産管財人の氏名を記載してください。
- ④「法人番号」欄には、申告法人の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。
- ⑤「異動事項」欄に、該当する異動事項について、異動前と異動後の内容を記載してください。  
表記の異動事項の区分に該当しない事項がある場合は、空白欄又は「備考」欄にその内容を記載してください。  
【留意事項】
  - ・旧本店が支店等として存続する場合等は、下欄の「支店設置・廃止状況」欄にも記載してください。
  - ・「書類送付先・連絡先」欄については、書類の送付先・連絡先を本店所在地以外に変更する場合、もしくは、既に申告している書類の送付先・連絡先を変更する場合に記載してください。  
なお、変更後については電話番号も記載してください。
- ⑥「異動・登記年月日」欄には、異動等の事実が生じた年月日、登記をした年月日をそれぞれ記載してください。
- ⑦「支店設置・廃止状況」欄には、支店を設置又は廃止した場合に、その名称と所在地を記載し、設置の場合は「設置」を○で囲み設置年月日を、廃止の場合は「廃止」を○で囲み廃止年月日を記載してください。  
なお、本店所在地を異動する場合に旧本店を支店とする場合も当欄に記入してください。
- ⑧「3以上の都道府県に事務所又は事業所の設置の有無」欄には、支店の設置・配置をした場合に、異動後の状況について該当する方を○で囲んでください。（都道府県数は奈良県を含みます。）
- ⑨「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。